

民生・児童委員について

一般質問



植田 通孝 議員
(自民の風・誠真会)

問 民生委員の役割とは。

答 民生委員法で民生委員は社会奉仕の精神を持ち、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで社会福祉の増進に努めるものと規定しています。具体的には、子育てや介護の悩みを抱える方、また障がいのある方、一人暮らしの高齢者などの身近な相談相手、見守り役となって支援が必要な住民と行政や関係機関をつなぐパイプ役としての役割があります。

問 民生委員を各町の区長が推薦する意味合いは。

答 民生委員は社会奉仕の精神を持ち、常に地域住民の立場に立って相談、援助を行うことから、地域の実情を把握し地域住民にとって信頼できる方が望ましいと言えます。そのために地域の代表であって、地域の実情に精通されている区長様に適任者の推薦をお願いしています。

問 民生委員を委嘱または解嘱するのは誰なのか。

答 委嘱または解嘱とも県知事の推薦または具申に基づいて、厚生労働大臣が決定します。

問 どのような人格の持ち主が民生委員に適しているのか。

答 社会奉仕の精神に富み、社会福祉活動に理解と熱意があり、また円満な常識、思いやり

の心を持って住民に接することができる方が望ましいと考えます。

問 民生委員は、基本的人権を尊重する人で、慈愛の心と寛容の心を持ち合わせた人がふさわしいとも考えるがどうか。

答 ご指摘のことについても当然お持ちになっている方がふさわしいと考えますし、非常に大事なことであるとも考えます。

問 民生委員の代表が目指すべき品格とは。

答 先の問いでご指摘のあったことに加え、公平、公正な目で物事を捉えて大局的な視野を持ち活動いただける方であれば代表としてふさわしいと考えます。

■その他の質問項目

- ・ 町消防団の装備について

委員会審議

総務 建設

上程された議案は、それぞれ所管の総務委員会と建設経済厚生委員会に付託し、審議を行いました。

育児休業

議案第 62 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について **総務**

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、非常勤職員について、その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日において育児休業している場合で、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には、当該子が 2 歳に達する日まで育児休業が可能となったことから、所要の改正を行うもの。

問 適用範囲について。

答 嘱託職員が対象です。



問 改正により育児休業期間が最長 2 年になるが、嘱託職員の契約期間は 1 年であることから、休業中であっても契約を更新することになるのか。

答 1 年経過後も、継続的に雇用する状況にある場合、休業期間中は雇用関係は継続していませんが、継続的な勤務をできる限り担保する運用をしており、休業が終わると改めて契約を行っています。